

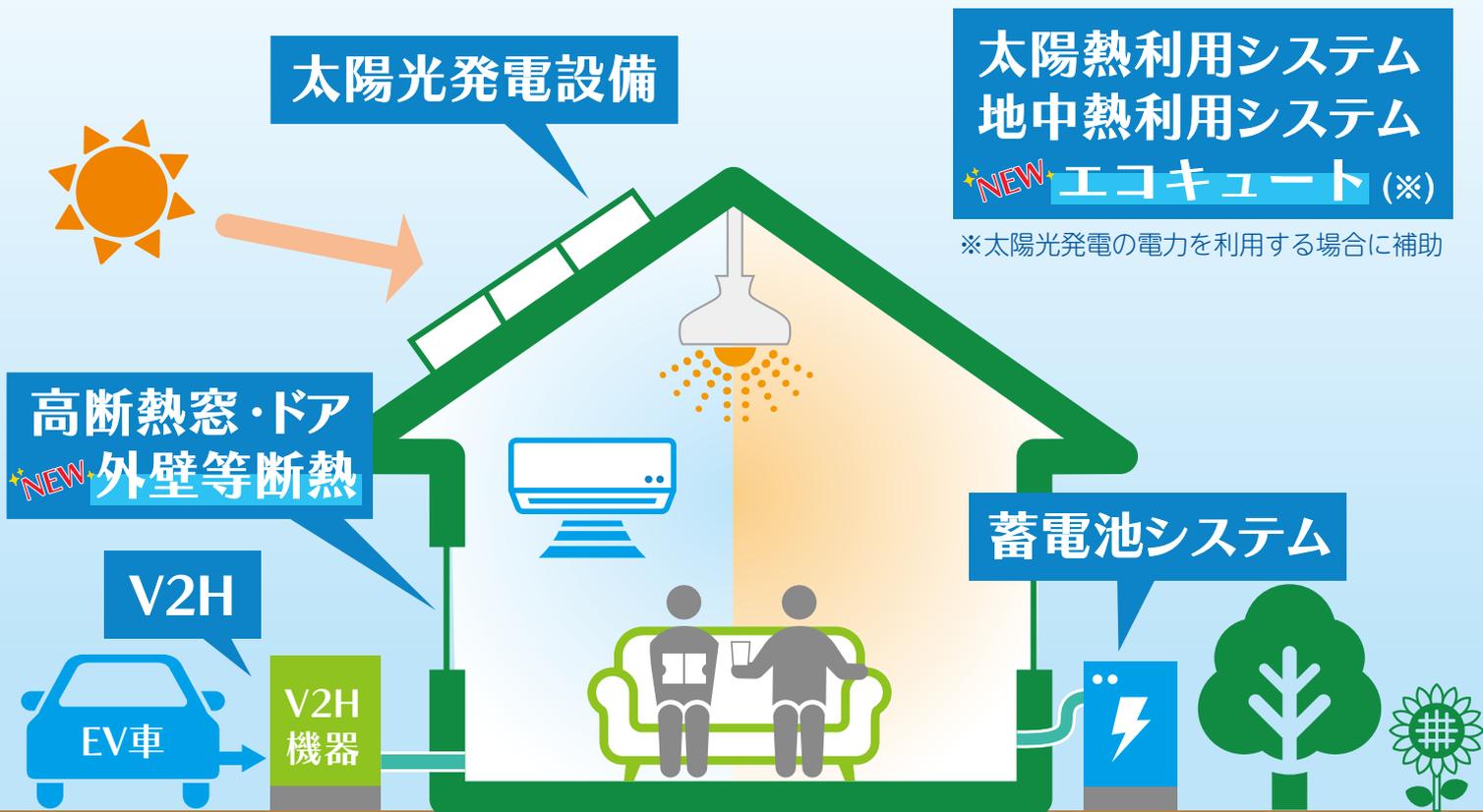
令和5年6月更新

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

説明会動画  
クール・ネット東京HP  
にて公開!

# 断熱改修・蓄電池 ・太陽光発電設備等に対する 補助をさらに拡充!!

集合住宅も対象



令和5年5月29日(月)より事前申込開始

交付申請兼実績報告の受付は令和5年6月30日(金)より開始

詳細は裏面をご覧ください

# 【補助項目概要】

令和5年  
4月1日より  
適用

補助項目		補助率等	補助額・補助上限額
1	高断熱窓への改修	1/3	100万円/戸
	高断熱ドアへの改修	1/3	16万円/戸
	外壁・床等への断熱材の設置 <b>NEW*</b>	1/3	24万円/戸
2	蓄電池システムの設置	3/4	太陽光4kW以上の場合 一住戸あたり次のうち、いずれか小さい額（最大1,500万円） ①蓄電池容量：15万円/kWh（※1） ②太陽光発電設備容量：30万円/kWh
			太陽光4kW未満の場合 15万円/kWh（※1） 最大120万円/戸
3	V2Hの設置	1/2	50万円
		10/10	100万円（太陽光、V2H及びEV/PHVが揃う場合に限る）
4	太陽熱利用システム 設置	1/2	55万円/戸
	更新（補助熱源機）	1/2	10万円/台
	地中熱利用システム 設置	3/5	180万円/台
	更新（ヒートポンプエアコン）	1/2	27.5万円/台
	エコキュート等の設置（※2） <b>NEW*</b>	1/3	22万円/台
5	太陽光発電設備 設置（単独設置も対象） <b>NEW*</b>	新築住宅	3kW以下 12万円/kWh（上限36万円） 3kW超 10万円/kWh（50kW未満） ただし、3kWを超え3.6kW未満の場合 一律36万円
		既存住宅	3kW以下 15万円/kWh（上限45万円） 3kW超 12万円/kWh（50kW未満） ただし、3kWを超え3.75kW未満の場合 一律45万円
	陸屋根の住宅への上乗せ補助 防水工事（※3）・架台設置（※4）	10/10	防水工事 既存集合住宅又は既存戸建住宅：18万円/kWh 架台設置 集合住宅：20万円/kWh 既存戸建住宅：10万円/kWh <b>NEW*</b>
	機能性PVへの上乗せ補助 <b>NEW*</b>	10/10	5万円/kWh（又は2万円/kWh）（50kW未満）
	更新（パワーコンディショナ）	1/2	10万円/台

※1 5kWh未満の場合は19万円/kWh、5kWh以上6.34kWh未満の場合は一律95万円

※3 防水工事は、既存集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

※2 太陽光発電の電力を利用する場合のみ対象

※4 架台設置は、集合住宅又は既存戸建住宅の場合のみ対象

## 令和5年度から申請手続きがシンプルになりました。

- 2段階申請を**工事完了後の1回に集約**しました。（契約・設置前に簡単な事前申込が必要です。）
- 申請手続きは、Web上で審査状況を確認できる**電子申請の利用をオススメ**します。

必要書類は  
見積書だけ！

契約締結

申請は工事完了後に

事前申込<sup>※</sup>

● 設置工事

交付申請兼実績報告

審査

※令和5年4月1日～6月30日に事前申込をせず契約締結等したものについても補助対象となりますが、事前申込の手続きは必要となります。

## 【問い合わせ先・申請先】



クール・ネット東京

(公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)  
〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階  
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く。）の9時～17時

URL：[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic\\_solor](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/adiabatic_solor)



- |  |               |
|--|---------------|
| ① 高断熱窓・ドア・外壁等断熱（既存住宅における省エネ改修促進事業）     | 03-5990-5066  |
| ② 蓄電池システム（家庭における蓄電池導入促進事業）             | 03-6258-1510  |
| ③ V2H（戸建住宅におけるV2H普及促進事業）               | 050-3155-5646 |
| ④ 太陽熱・地中熱利用システム・エコキュート等（熱と電気の有効利用促進事業） | 03-5990-5086  |
| ⑤ 太陽光発電設備（家庭における太陽光発電設備導入促進事業）         | 03-5990-5217  |

※その他不明点がある方は、総合相談窓口(03-5990-5236)をご利用ください。

(予算がなくなり次第受付終了)